

問い合わせ	課長	専務課長	専門監	課長	担当
				不投函	[REDACTED]

要協議

メール 東部健福廃棄物/
(廃棄物班)

送信者:

2013/03/22 14:09

メール東部健福廃棄物
<kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp>
へ
返信してください

宛先 メール廃リサイクル課@Shizuoka

cc

bcc

件名 がれき類の再利用計画(協議)

様
様

不適正処理県庁案件の[REDACTED]から廃棄物が残置した土地を購入した者から
再利用計画の提出があったので、協議をおねがいします。

計画の内容は、[REDACTED]が残置した廃棄物のうち、コンクリートガラに限り、
0-4Qに破碎し敷地内の造成に利用しようとするものです。

東部健福廃棄物課の意見は、条件を付けての同意です。

来年度まであと1週間しかありませんが、よろしくおねがいいたします。

1 計画書



[REDACTED]がれき類再利用計画.pdf 造成計画地図.pdf 廃棄物量地図.pdf

2 協議内容



[REDACTED]のがれき類再利用廃棄物課意見.doc 解説書参考部分.pdf

様式1

産業廃棄物不法投棄等調査票

(整理番号 [REDACTED])

担当所名 東部健康福祉センター環境部廃棄物課 (平成25年3月1日現在)

(件名) 熱海市日金町における[REDACTED]による不適正保管

事案の区分	2 不適正保管
事案の概要	[REDACTED]は熱海市日金町における建物解体で生じたがれき類を解体現場に放置している。

1 不法投棄等関係者

原因者	
法人名 又は屋号	[REDACTED]
代表者	[REDACTED] 昭和 年月日生(歳)
所在地 又は現住所	[REDACTED]
許可の有無	[REDACTED]
排出事業者	[REDACTED] (未確認)
収集運搬業者	
中間処理業者	
最終処分業者	
その他関係者	

2 不法投棄等の状況

発生場所	
所在地	熱海市日金町 [REDACTED]
所有者	[REDACTED]
管理者	
面積	3100.82 m ² 、495.86 m ² 、221.48 m ² 、261.15 m ²
地目	宅地
現況	宅地
発見の日時	平成21年5月12日
発見の経緯	平成21年2月県土木事務所からの通報により、熱海市伊豆山地内で不適正処理を行っているのではないかとの疑いが生じ、指導を行っていたところ、当該廃棄物の排出元である熱海市日金町の解体現場においても、不適正な廃棄物保管を行っていることを発見したもの。
不法投棄等開始日	平成 年 月 日
生活環境の影響	有(理由) 廃棄物(がれき類)が急角度で積み上げられており、崩落し、下部の民家に被害を及ぼすおそれがある。

3 廃棄物の種類と量

種類	産業廃棄物
廃棄物ごとの量(m ³)	
発見当初量	約3000m ³ (がれき類)<長辺40m、短辺30m、幅30mの台形状、厚さ3mと仮定>
撤去又は処分済量	0m ³
残存量	約3000m ³

4 健康福祉センター等の対応状況

年月日	対応状況
平成 21 年 5 月 12 日	現場にて、がれき類が多量に堆積されていることを確認
平成 21 年 5 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査 がれき類の量を約 3000 m³と推定。 ②熱海市まちづくり課と打合せ ・ 土地利用関係の許認可、計画図等を確認。 ③法務局にて土地所有関係、[REDACTED] 他の法人登記の権本取得
平成 21 年 5 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> (熱海市まちづくり課との打合せ) ・ 造成工事継続中の認識 ・ 文書にて[REDACTED]への指導済
平成 21 年 5 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> [REDACTED]電話連絡) ・ 当該工事は全て[REDACTED]の行っているものである。
平成 21 年 5 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> (現地調査) ・ 現在造成が完了している部分にもがれき等が埋め込まれているとの情報 ([REDACTED]との面会) ・ 工事は全て自社が行っている。 ・ 热海市日金町内のがれきは 6 月中旬から伊豆山への移動を始める。 ・ 伊豆山の造成現場にて、破碎し、宅地・道路路盤材として使いたい。 については移動式破碎機の使用を認めて欲しい。 (これについては検討することとした。)
平成 21 年 6 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ([REDACTED]との打合せ) ・ [REDACTED]は鉄筋造の 2 棟の解体のみを請負い、廃棄物処理は別途である。 ・ 現状では[REDACTED]は工事を継続しない可能性が高い。 ・ 行政からの指導を検討する。
平成 21 年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> (18 条報告を求める文書を発出) ・ [REDACTED]に対し、排出事業者を確定 させるための 18 条報告を求めた。 (撤去に関する指導票交付) ・ [REDACTED]に対し、当該がれき類の撤去を求める指導票を交付。 ・ [REDACTED]に対し、伊豆山における移動式破碎機の使用について、その使用条件を示した指導票を交付。
平成 21 年 10 月 8 日	現地調査（台風の影響調査） 特に変化なし。
平成 21 年 10 月 21 日	[REDACTED]に対し 18 条報告の督促、がれき類撤去の指導票再交付（郵送）
平成 21 年 11 月 6 日	現地調査 特に変化なし。
平成 21 年 12 月 8 日	[REDACTED]から 18 条報告の回答（報告を求めた 3 社全てから回答が出揃った）。
平成 21 年 12 月 18 日	現地調査（地震の影響調査） 特に変化なし。

平成 22 年 1 月 13 日	<p>と面会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガラパゴスの手配がなかなかできること、資金的に苦しいため、廃棄物処理が滞っている。 ・ [] からは資金を借受けているだけであり、登記簿の名義が誰であろうと当該土地・建物の実質所有は [] である。
平成 22 年 2 月 18 日	<p>現地調査 特に変化なし</p>
平成 22 年 3 月 18 日	<p>現地調査 特に変化なし</p>
平成 22 年 3 月 23 日	<p>日環センターに相談</p>
平成 22 年 4 月 13 日	<p>現地調査 特に変化なし</p>
平成 22 年 4 月 30 日	<p>[] (熱海市まちづくり課) から電話 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日金造成地の購入希望者があるとの情報提供 </p>
平成 22 年 7 月 1 日	<p>と面会・ <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆山造成地における残土処分とそれに伴うがれきについての処理方針を聴取。 ・ 残土処分と共にがれきの処理も進めたいとの [] の言あり、 ・ 残土処分の手続きについて熱海市において検討、回答することとなった。 </p>
平成 22 年 7 月 9 日	<p>熱海市 (まちづくり課) から連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆山への残土搬入については、現在行っている場所 (赤井谷) における工事が完成しなければ、認められない旨説明したこと。 </p>
平成 22 年 7 月 16 日	<p>現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆山の不適正処理現場入口付近に、剪定くずや一般廃棄物が新たに置かれていた。 ・ 伊豆山の不適正処理現場より上段で [] が行おうとしている残土処分は行われた形跡はない。 </p>
平成 22 年 7 月 26 日	<p>[] との打合せ予定がキャンセルされたので、現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆山の不適正処理現場は 7 月 16 日と大きく変化無し ・ [] による残土処分場所では残土の搬入が行われていた。 ・ 日金の不適正処理現場は大きな変化ないが、コンテナ内のトランスがなくなっていた。 </p>
平成 22 年 8 月 4 日	<p>民間パトの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆山の不適正処理現場の一廃などの一部が撤去されているようとの報告 </p>
平成 22 年 8 月 16 日	<p>現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆山の不適正処理現場の入口付近にあった剪定くずや一廃が撤去されているようにみえたが、入口から右奥に廃棄物が押し込められた様子もあり、撤去を行ったかどうかは不明。 ・ [] では、残土の搬入中で、現場監督の [] は「 [] の廃棄物は俺が運んだ」とのことだが、マニフェストはないと言い、話の信頼性が薄い。 </p>
平成 22 年 8 月 31 日	<p>現地調査 (伊豆山) <ul style="list-style-type: none"> ・ がれき置場にはあらたながれき搬入を確認 ・ 赤井谷残土処分場に木くずの混入を確認 </p>

平成 22 年 9 月 2 日	（残土処分場工事担当）から事実申立書徵取 ・木くずの搬入は [] が行ったとのこと
平成 22 年 9 月 3 日	[] が現地に来るとの情報があったので、現地にて待機したが現れず。 現地では重機 1 台が整地作業を行っていた
平成 22 年 9 月 9 日	[] と面会 ・ 残土処分場への木くず搬入停止、現地に残る木くずの撤去について指示 ・ 日金町解体現場のがれき撤去について指示（以上 2 点について指導票交付） [] の説明 ・ 残土処分場の工事については、[] の社員としての [] に任せてある。 ・ 木くず撤去については、[] に指示する ・ 日金のがれき撤去は行うが、いつまでとの約束はできない。当該地を売却する話もあるので、もう少し待って欲しい。
平成 22 年 9 月 24 日	現地調査（伊豆山がれき置場・残土処分地・D 工区、日金町がれき置場） ・ 残土処分地は上部まで整形され、木くずの存在は見受けられない。熱海市の話では前回指導後木くずを一時回収し山になっていたらしいが、その木くずがどうなったのか不明。 ・ その他の場所は変化なし
平成 22 年 9 月 29 日	[] から電話 ・ 撤去計画書は提出が遅れるが、でき次第送る。日金のがれきについても撤去する準備ができ、業者に委託する。これらも計画書の中に書くので見て欲しい。 →（10 月 21 日現在、計画書は提出されていない）
平成 22 年 10 月 7 日	現地調査（伊豆山がれき置場・残土処分地・D 工区） 〈残土処分地〉立会者：[] 1 名 ・ 拾い集めた木くずの場所を確認するため現地から [] に電話。現地にいるオペに聞いて欲しいとのことで、確認すると後から入れた残土に埋まっているとのこと。 ・ ダンプが一台入ってきて、進入路上に敷石らしきものを降ろした。内容物をみると、土及び碎かれた瓦に、少量のガラスくず、鉄筋及び廃プラが混ざったもの。スレート様のものを収去。 ・ 運搬は [] 、運転手の話では [] から運んできたとのこと。5 台くるといったが、2 台目以降は入ってこず。 〈がれき置場〉 ・ 内容・量に変化はないが、廃棄物の上を重機で踏み固められたような跡がくつきりしている。
平成 22 年 10 月 8 日	現地調査（伊豆山残土処分地）無人 ・ 廃リ課職員とともに現地確認。作業は行われておらず。 ・ 昨日当課が帰った後に搬入したと思われる混廃敷石がさらに敷かれていた。 ・ 熱海警察署生活安全課に情報提供。
平成 22 年 10 月 12 日	現地調査（伊豆山残土処分地）無人 ・ 作業は行われていない。 ・ 瓦くず等が敷きこまれた上に薄く土砂が被せられていた。
平成 22 年 10 月 15 日	現地調査（伊豆山残土処分地） ・ 立入時は無人。途中で [] のダンプが 1 台進入してくる。車から降りて重機のアーム操作をしたがすぐに停止し、残土らしきものを降ろさずに帰っていった。
平成 22 年 10 月 19 日	現地調査（伊豆山残土処分地）立会： ・ 現地で [] と面会。木くずや進入路に敷かれた混廃について訊ねるが、自分は関係していない、知らないとのこと。残土の搬入についても、[] がやつ

	<p>ていることで自分は関与していないとの説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関与は否定しつつも「残土の搬入を止めるよう協力する、拾って集めた木くずを明日掘り起こさせる、今日のことは[]に自分から言っておく」との談。
平成 22 年 10 月 20 日	<p>現地調査（伊豆山残土処分地）</p> <p>立会：[]、[]、神奈川県庁、熱海市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・到着時すでに残土の保管場所の一部を掘り始めていた。[]の言っていた場所と違うことを指摘するが[]はここだと言い張る。 ・掘り進めると、木くずが、黒い土と混ざった状態で出てきた。拾い集めて仮置きしたものとは別のものと思われる。 ・[]が木くずをパケットで篩って回収すること。 ・[]が木くずを伊豆山のがれき置場に仮置きし、他の廃棄物と一緒に片付けたいのこと。
平成 22 年 10 月 25 日	<p>①神奈川県との打合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[]について情報交換 ・神奈川県内における[]の工事、廃棄物処理について（3件把握しているとのこと。） <p>②[]現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆山残土処分場に運び込まれたがれき等の廃棄物と同様な廃棄物を[]のヤード（[]）で確認した。 また、当該がれき等を運搬した[]への伝票（写）を受領した。 <p>③二宮駅近く造成現場調査</p> <ul style="list-style-type: none"> []が実施した解体現場であり、ここからの木くずの不適正処理（伊豆山への搬入）が疑われたが確証なし。
平成 22 年 10 月 26 日	伊豆山の現地確認 特に変化なし。
平成 22 年 11 月 1 日	伊豆山の現地確認 特に変化なし。
平成 22 年 11 月 2 日	伊豆山の現地確認 降雨により崩落した箇所に木くずの存在が確認された。
平成 22 年 11 月 5 日	<p>伊豆山他現地確認</p> <p>①熱海市役所との打合せ、情報交換 []から新たな残土搬入、道路造成の希望が伝えられたこと。</p> <p>②伊豆山現場</p> <p>地山を削り、その土砂を近傍で[]が実施している解体工事現場（[]）に搬出していた。</p> <p>現場にて、[]と面会、残土処分の工事責任は[]にあるとの主張、10月20日に掘起した木くずの撤去作業は準備が整い次第連絡すること。</p> <p>③[]解体現場 大規模な野焼きを行っていたため、110番通報。 []を行うこととなった。</p>
平成 22 年 11 月 8 日	伊豆山の現地確認 作業は行われておらず特に変化なし。
平成 22 年 11 月 8 日	[]訪問 []から伊豆山残土処分場へ運びこまれたがれき等は、[]から[]を通じ[]が運搬を頼まれた物であるとのこと。
平成 22 年 11 月 10 日	日金町、伊豆山の現地確認 作業は行われておらず特に変化なし。
平成 22 年 11 月 10 日	市役所による対策会議 []から新たな残土搬入や、道路開発について許可の可能性について打診があるとの報告。

	林地開発（東部農林事務所所管）他と連携し、指導文書を [REDACTED]に対し発出することとした。
平成 22 年 11 月 17 日	10 月 20 日に掘り出された木くず混じり土砂の移動作業 移動先は現場の上部にかねてからがれきが保管されている箇所 4 t ダンプで 30 台移動したが終了せず。
平成 22 年 11 月 19 日	17 日作業の残り分と、11 月 2 日に確認された木くずの掘起こし、それらの 移動作業 新たに多量の木くず混じり土砂が掘り出された。4 t ダンプ 2 台を使い、 がれき置場へ移動。延べ 33 台分。 進入路部分のがれき他について、その撤去を指導票交付により [REDACTED]に対し指導。
平成 22 年 11 月 30 日	現地確認 変化なし
平成 22 年 12 月 10 日	現地確認 変化なし 4 t 各 1 台分程度の残土が伊豆山がれき置場及び赤井谷残土処分地に搬入さ れていた
平成 22 年 12 月 14 日	現地確認 変化なし 4 t 2 台分程度の残土が赤井谷残土処分地に搬入されていた
平成 22 年 12 月 21 日	現地確認 変化なし
平成 23 年 1 月 7 日	現地確認 変化なし [REDACTED]解体現場には廃棄物が増加
平成 23 年 1 月 14 日	現地確認 変化なし
平成 23 年 2 月 21 日	現地確認 日金町現場に廃棄物（がれき、伐採木等）増 伊豆山野積現場に廃棄物（伐採竹）増 伊豆山造成現場（D 工区）に土砂増 [REDACTED]解体現場に現地外から運び込まれたと思われる解体物、 がれきが増
平成 23 年 2 月 22 日	[REDACTED]に電話（対応） 日金、[REDACTED]に廃棄物が運び込まれていることを伝えたところ、 会社としても調査するとのこと
平成 23 年 3 月 2 日	赤井谷残土処分場下流河川（逢初川）にて河川水を収去
平成 23 年 3 月 10 日	現地確認 伊豆山野積現場、赤井谷残土処分場、伊豆山 D 工区とも特に変化なし
平成 23 年 3 月 10 日	18 条報告を求める文書を発出（3 月 31 日報告期限） 相手方… [REDACTED] 現場名… 日金町解体、伊豆山廃棄物野積、赤井谷土砂処分、[REDACTED]解体
平成 23 年 3 月 15 日	現地確認 日金町解体現場、伊豆山野積現場、赤井谷残土処分場、伊豆山 D 工区、 [REDACTED]解体現場とも特に変化なし 熱海市からの情報提供 伊豆山分譲地 35 万坪が売却され、[REDACTED]の名義になっている

平成 23 年 3 月 16 日	現地確認（15 日発生の静岡県東部地震をうけ） 日金町解体現場、伊豆山野積現場、赤井谷残土処分場、伊豆山D工区、 解体現場とも特に変化なし 伊豆山野積現場にはガスコンロ、照明器具が新たに投棄されていた。
平成 23 年 4 月 6 日	日金町解体現場 廃棄物リサイクル課 [] 現地確認を実施
平成 23 年 4 月 11 日	伊豆山D工区 少量の廃棄物が混じった残土（10t車130台程度）が積み置かれていた。 赤井谷 分譲地を [] に売却した不動産仲介業者により、崩れた箇所の修正を行うとのこと。 伊豆山野積み現場 特に変化なし。道路に面した車止めが撤去されていた。 (以降、C工区と表現)
同上	その他 分譲地入口の車止めが撤去されており、自由に車両が出入りできる状態になっていた。
平成 23 年 5 月 19 日	赤井谷の対応について、打合せ（熱海市、廃棄物リサイクル課、[] 代理人他） [] にて 18 条催告文書を役員 [] に交付
平成 23 年 6 月 20 日	熱海市役所にて、[] から事実申立書（内容は 18 条報告相当）を徴収。 [] から徴収した 18 条報告書面に [] が相違無い旨署名。 廃棄物を速やかに撤去するよう口頭指示した。 [] は日金の崩落防止工事から実施するよう同席した [] に依頼した。
平成 23 年 6 月 21 日	日金町の現場に [] が重機を搬入した。
平成 23 年 6 月 21 日 ～ 平成 23 年 7 月 11 日	日金町の現場の住宅に面する法面について、崩落防止のため法面角度を小さくする工事を [] が実施した。がれき類の搬出は無し。
平成 23 年 8 月 23 日	弁護士相談実施。 []
平成 23 年 8 月 30 日	日金町の現場は特に変化なし。 赤井谷 [] が斜面の修復作業を実施していた。 9月に入ったら C 工区のがれき類の処理を開始したいとのこと。 [] に対し、排出者の確定が必要な旨説明した。
平成 23 年 10 月 4 日	[] に対し、18 条報告内容について再聴取を実施した。 日金町の解体工事について、[] が元請の解体工事と証言した。
平成 23 年 11 月 8 日	[] 日金町解体現場を視察
平成 23 年 11 月 28 日	日金町の現場は変化なし。 C 工区にがれき類から鉄筋を取り出した形跡があった。
平成 23 年 12 月 14 日	[] (C 工区地主代理人) と面会。 [] に再三撤去を要請したが実行されないため、自社グループ企業により作業を実施する意向があるとのこと。
平成 23 年 12 月 15 日	[] に対し 18 条報告発出
平成 23 年 12 月 22 日 23 日	[] より電話により 18 条報告に応じない旨の連絡を受ける
平成 24 年 1 月 6 日	[] に対し 18 条報告督促実施

平成 24 年 1 月 16 日	C 工区 簡易測量実施 土砂混じり木くず、がれき類 224. 3 m ³ がれき類 929. 3 m ³ 廃プラ、木くず等 285. 6 m ³ 合計 1, 439. 2 m ³
平成 24 年 1 月 26 日	[REDACTED] 対し 18 条報告督促実施
平成 24 年 2 月 2 日	[REDACTED] (C 工区地主代理人) に対し、自社で撤去作業を行う際、注意してほしい点を説明した。
平成 24 年 3 月 12 日	法務局で日金町の建物滅失投棄申請書を閲覧した。 解体業者を記載する欄は [REDACTED] と記載されていた。
平成 24 年 4 月 6 日	現地確認を実施。前回調査に比べ特に変化なし。
平成 24 年 5 月 24 日	[REDACTED] から状況を説明したいとの申し出があったため、熱海市役所にて、熱海市まちづくり課、廃棄物リサイクル課不法投棄対策班と共に [REDACTED] から状況を聞いた。 [REDACTED] によると、会社合併の計画が 8 月頃にあり、合併後 [REDACTED] 本人は引退するつもりなので、[REDACTED] との関係をはっきりさせたいとのことだった。 18 条報告等の命令があれば、事実を報告することだった。
平成 24 年 6 月 14 日	熱海市まちづくり課から情報提供。 熱海市多賀の [REDACTED] が造成工事を行った箇所が土砂崩れを起こしたため、市が代執行で緊急工事を行うこととなり住民に発表したところ、日金町の区長から、多賀だけでなく日金も代執行で安全な状態にしてほしいとの陳情を受けたとの情報提供があった。
平成 24 年 7 月 5 日	現地確認を実施。 日金町 特に変化なし。 C 工区に竹製車止めが設置されていた。これにより、敷地内への廃棄物の投棄は防止できる模様。
平成 24 年 8 月 29 日	現地確認を実施。特に変化無し。
平成 24 年 9 月 27 日	[REDACTED] を訪問し、[REDACTED] に撤去計画等の状況を聞いた。 C 工区について、購入した土地を改修するために、近く中型の中古重機の購入とオペレータの雇い入れを検討しているとのこと。
平成 24 年 10 月 19 日	土地所有者 [REDACTED] から、C 工区 * [REDACTED] の改修計画を聞いた。 <ul style="list-style-type: none">・ 残土処分場改修、宅地造成、水道施設上部の崩落防止工事を順次実施・ C 工区の木くず、廃プラは業者処分する・ 行政の協力を得たい。・ 工事には、C 工区のがれき類を自己が管理する廃棄物として有効に活用したい。・ 計画は配下の建設会社で作成し、11 月末頃に関係部署に示したい。 * 赤井谷残土処分場を含む
平成 24 年 12 月 14 日	[REDACTED] 来所。[REDACTED] から購入した土地の修復（廃棄物の処理含む）について、[REDACTED] は何も行わないで [REDACTED] が行う以外解決策が無い旨説明があった。（熱海市の各関係部署の対応の違いに不満を持っている模様）
平成 24 年 12 月 20 日	[REDACTED] 氏に撤去計画等の状況を聞いた。 C 工区のがれき類は、修復作業のとき自己の廃棄物として破碎し、再生材として使用したい意向があるとのこと。 [REDACTED] との折衝状況、がれき類の利用計画を提出するよう依頼し

	た。 C工区を現地調査したところ、中型ユンボが敷地内の探索を行っていた。
平成24年12月21日	██████████に対し、18条報告発出
平成25年1月4日	18条報告配達証明郵便不達のため廃棄物課に返送 (12月22日から12月29日の間不在)
平成25年1月11日	18条報告手交のため██████████に来所を求めたが、沼津市まで出向くことができない とのことだった。このため、東名足柄パーキングエリアで██████████待ち合わせ、 18条報告を手交した。 ██████████
平成25年1月21日	██████████に対し利用計画の作成状況を聞いた。 現在計画(案)を██████████から██████████に送っているので、しばらくすれば が押印したものを提出できるとのことだった。 C工区内での分別作業は徐々に進んでいる。
平成25年1月30日	██████████に対し電話で18条報告を速やかに提出するよう督促した。
平成25年2月7日	██████████氏からC工区がれき類再利用計画が提出された。(添付資料の1部が欠落 しているため、██████████氏を通じて██████████氏に問い合わせ中。資料が揃った後、廃棄物 リサイクル課と協議予定)
平成25年2月15日	██████████から電話連絡有。退院したこと。熱海市日金の補修工事を検討してい ること。 ██████████、本社を移転したこと。
平成25年2月19日	██████████に対し電話で18条報告を速やかに提出するよう督促した。
平成25年2月19日	██████████來所。熱海市日金の民家の裏山部分の法面補修と一部の廃棄物の場外搬出 を行いたいとのこと。法面成型については熱海市から指導(熱海市了承済) 撤去計画を提出するよう口頭で指示した。

5 行政处分

年月日	処分内容（処分に対する対応状況）

6 警察等との連携

年月日	連携内容（連携内容に対する対応状況）

7 今後の対応方針

年月日	対応方針（実施状況）
平成 21 年 5 月 26 日	排出事業者を特定する等基礎調査を進める。
平成 22 年 1 月 1 日	[REDACTED]に対する撤去指導を継続。不履行の場合の対処方針を検討していく。
平成 24 年 4 月 1 日	指導対象者の絞込み作業を継続する。 地主（日金町：[REDACTED]）に対し、書面で撤去を指導する。 地主（C 工区：[REDACTED]）に対し撤去を依頼する。

8 今後3ヶ月の具体的な取組み

年月日	取組内容
平成 21 年 7 月 1 日	[REDACTED]に対する具体的な指導方法を検討実施する。
平成 21 年 10 月 1 日	[REDACTED]に対し、撤去計画書の提出を求める等、撤去指導を進める。
平成 22 年 1 月 1 日	[REDACTED]に対する撤去指導を継続。不履行の場合の対処方針を検討していく。 排出事業者の特定について、更に検討をする。
平成 22 年 4 月 1 日	[REDACTED]に対する撤去指導を継続。 排出事業者の特定について、更に検討をし、特定の上当該事業者に指導を開始する。
平成 22 年 7 月 1 日	[REDACTED]氏の残土搬入及びがれき撤去について注視するとともに、がれき撤去についてはその具体的進め方について、[REDACTED]氏の考え方を確認する。
平成 22 年 10 月 1 日	当面の間、残土処分地を中心に立入調査を継続する。 がれきや木くずの撤去については関係者の説明どおり実施されるかどうか注視し、実施されない場合は、文書指導も検討する。 神奈川県庁や警察と連携を取りながら、可能な限り事実確認を行い、責任の所在を調べていく。
平成 23 年 1 月 1 日	日金町解体現場のがれき等、伊豆山現場のがれき・木くず等、赤井谷残土処分地のがれき等、[REDACTED]解体現場の木くず等、いずれも放置されたままとなっているため、文書をもって[REDACTED]に対し指導を行う。 なお、その後の対応についても法的措置を含めて検討をする。
平成 23 年 4 月 1 日	① [REDACTED]に対し、18条報告提出を速やかに提出するよう指導する。 ② [REDACTED]が提出した18条報告について、過去の証言と報告内容が違うので、新たな報告書微収を検討する。 ③ 熱海市伊豆山の地主となった者[REDACTED]に対し、土地

	を取得した経緯を調査する。
平成 23 年 7 月 1 日	① 日金町現場の崩落防止対策を実施するよう指導する。 ② 弁護士相談、日環センター相談等を活用し、日金町解体工事の排出事業者を確定する。
平成 23 年 10 月 1 日	① [] 対し、再聴取を実施し、日金の解体工事の排出事業者を確定する。 ② 18 条報告により、[] 対し、[] 名義の解体届の提出者、提出された理由等を調査する。
平成 24 年 1 月 1 日	① [] 対し、18 条報告の督促を実施する ② C 工区現地測量を実施 ③ 排出者確定作業に併せ、現在の地主による撤去作業の検討を開始する
平成 24 年 4 月 1 日	① C 工区 現在の地主を撤去作業を行うよう説得する。 ② 日金町 [] 対し、撤去作業を行うよう指導する。
平成 24 年 7 月 1 日	同上
平成 24 年 10 月 1 日	① 土地改修計画の中で、がれき類の有効利用の可否について、あらかじめ検討しておく。 ② 日金町 [] 対し、撤去作業を行うよう指導する。 ③ [] 対し、日金町を入手した経緯、解体工事の指示等の経緯を調査する。 ④ [] 対し 18 条報告を徴収する。
平成 25 年 1 月 1 日	同上

9 特記事項

年月日	特記事項
平成 21 年 7 月 3 日	H21 第 2 回不法投棄対策推進会議に報告
平成 21 年 12 月 9 日	センター所長が現地を確認
平成 22 年 10 月 8 日	熱海警察署生活安全課に情報提供
平成 23 年 11 月 8 日	センター所長が現地を確認